

第五十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第九号

昭和四十三年四月十七日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 堂森 芳夫君

理事 田中 大助君

大坪 保雄君

齋谷 直藏君

廣瀬 正雄君

八木 昇君

田畑 金光君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

通商産業省石炭局長 中川理一郎君

通商産業省鉱山保安局長 西家 正起君

委員外の出席者

議長 多賀谷眞稔君

通商産業省石炭局調整課長 織田 秀明君

建設省住宅局市街地建築課長 上野 洋君

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

石炭鉱業国有法案(多賀谷眞稔君外十四名提出、衆法第一三三号)

日本石炭公社法案(多賀谷眞稔君外十四名提出、衆法第一四号)

○堂森委員長

これより會議を開きます。

多賀谷眞稔君外十四名提出の石炭鉱業国有法案及び多賀谷眞稔君外十四名提出の日本石炭公社法案

第二類第四号 石炭対策特別委員會議録第九号

昭和四十三年四月十七日

案の兩案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

田中六助君。

○田中(六)委員 社会党から、石炭鉱業国有法案と公社法案が出ておるわけでございまして、非常に御苦心をなさって、しかも党の方針として打ち出してございまして、私も深く敬意を表する次第でございまして、ただ、わが党といたしまして、この国有化法案については、根本的に理念が違ふわけでございます。社会党のあらゆる部門で社会党といたしましてはこの問題を提起しているはずだと思ひますが、特に一九六八年三月号の「月刊社会党」の「第三〇回定期全国大会決定案」というこの版の「石炭鉱業国有化方針」の最後の、「開いた進め方」というところを読みますと、「この開いた進め方は党内と炭鉱労働者だけの開いた進め方ではない。この開いた進め方は、究極の目的は日本の社会主義国家建設、ひいては基幹産業、重要産業の国有化を目ざすものである」というふうに断定せざるを得ません。したがって、わが自由民主党といたしましては、企業の自由化並びに自由主義を基盤とする諸政策を進めておることもありまして、この兩案に賛成するわけにはいかないわけでございます。

この問題に対する質問は、単に私だけではなく、わが党の神田委員その他の委員からも逐一質問があると思ひますが、まず私は数点にわたって、時間の許す限り質問いたしたいと思います。

民社党や公明党の方々からも質問があったと思ひますが、党が違ひますし、わが党の見解からダブった質問になるかもしませんが、その点はあしからずよろしく願ひいたします。

まずお聞きしたいのは、この石炭の国有化を目

ざした根拠、そういうものについてお答えを願ひたいと思ひます。

○多賀谷議員 国有化を目ざした根拠であります

が、いま、社会党の機関紙に載りました定期大会の国有化への提案について、その要旨をお述べになりまして、わが党は社会化を目ざして政権を獲得しようとする政党内閣から、それを私は否定する何ものもない、むしろ党としては当然である、こういうふうに思ひます。しかし、現実には、この資本主義下において、しかも資本主義を標榜される自民党政府のもとで、しかも自民党が多数をとつておられる中で、現実の問題としてわれわれが処理する場合には、単に理想あるいは党の政策を押しつけるわけにはいかないの

であります。私もこの石炭国有化を論議するにあたりましては、まず産業政策としていかにあるべきかということとを論議したのであります。

そこで、現在における石炭政策というのとはどこに大きな欠陥があるかということを考えてみますと、長い間私も主張し、またここには私どもだけでなくて、自民党の議員も部分的にはあるいは質問をなさり、賛成をされたものに、第一には鉱区の統合というものがございまして、第二に現実にどの程度鉱区統合が処理されたかといひますと、部分的に若干調整が行なわれたにすぎない。これは私企業間でありまして、きわめてむづかしい、言うべくしてなかなか行なわれたい問題であります。この鉱区統合をやるには結局企業合同以外にはない、こういう結論に達したのが第一点。

第二点は、流通機構の整備あるいは一元化ということも長い間いわれましたけれども、これも現実に各社、営業がいれば主体のような会社もあり、実際に石炭を掘るよりも、むしろ買戻をして、それを各需要家に売つておるというような状態の企業すら見受けられるような現状におきま

して、販売の一元化ということはいひましても、実際問題としては困難である、こういうふうに考えたのであります。

それから第三の問題としては、いま膨大な債務を持つておる、あるいは鉱害がある、これを一体いまの企業で処理できるかといひますと、なかなか処理しにくいのではないだろうか、こういうふうに考えておるわけでありまして、

それから第四の問題といたしましては、いまのままでスクラップも新鉱開発も行き詰まってきた。これはかねがね申し上げてまいりました。いままではかなりスクラップを推進してまいりましたけれども、今後のスクラップというのは、いわば大手炭鉱においてすらも倒産につながるようなスクラップになる可能性が出てきた。それから新鉱開発もきわめてむづかしい状態にますますなってきた。

さらに次の問題といたしましては、労働力不足という状態が生じてきた。しかも、明治以来親子三代が何ら不安なく炭鉱に就業いたしましたけれども、現状におきましては、自分がいつ閉山によつてやめなければならぬかという不安にさらされておる。それだけに、永遠の職場として若い者が来ない。ですから、石炭鉱業全体として雇用する形態に改めなければ、いまの個別炭鉱雇用形態では労働力の確保はむづかしいのではないかと

いう点であります。

これらを総合いたしましたときに、まず考えられるのは一社ということでありまして、そこで、一社ということから、さらにばく大な債務の処理を国がかつてしなければならぬ事態、あるいは新鉱開発に相当の資金をつぎ込まなければならぬ事態、あるいはスクラップにおいてもしかりということを考えてまいりますと、国が巨大な財政資金を投入しなければならぬならば、一体私企業として一社に投入することが妥当であるかどうか

か、また世論が許すかどうか、こういう点を判断をいたしまして、営利企業に国がそれだけの肩がわりをするとは国民が許さないだろうということから、国有という問題が起こったわけでありまして。さらにまた、實際経営をする場合はどうかといひますと、御存じのように、かつて日本におきましても国自らの企業としてありました国有鉄道、あるいは電電、あるいはまた専売等もすでに公社形態をとっておりますから、やはり経営をするということになれば公社形態をとるのが妥当である、こう考えてまいり、現在あります日本の制度を活用して、国有、公社法案というものを提出した次第であります。

○田中(六)委員 石炭の国有化が基幹産業の国有化へのスタートであるという社会党の方針をお認めのようでありますが、まずこの点につきましても、結局鉄鋼とか、電力とか、その他いろんなものがあるわけがございますので、そういう点が明らかになった以上、私もはますますスタートである石炭の国有化の裏を考えますと、これはあくまで氷山の一角であり、これから重要産業が国有化へ向かつて諸政策を踏み切るという方針に對しましては、どうしても賛成できないということとをあらためて確認しておきます。

続きまして、この国有化の根拠につきまして、約七点くらいお述べになりましたが、この国有化は、そもそもイギリスやあるいはフランスで石炭の国有化が叫ばれ、あるいはわが国におきましても往時石炭の国有化が問題になっております。これらの背景を考えましたときに、やはりそこには国民経済というものが問題になっておるわけでございます。基幹産業を国有、国営にすることにによって国民経済に大きなプラスを与える、そういう背景があったわけでございます。つまり、財政負担の軽減、国民の負担にならないように、能率が上がり、しかもいいますならば、石炭の価格も下がって、国民の経済に大きな貢献をするという基本方針のもとに国有化の問題が提起されております。しかば、現情勢はどうであるか。

そういうバックグラウンドがはたしてこの石炭問題に關連してあるかどうか、大きな疑問を持たざるを得ないのであります。この点につきまして御見解を述べたいと思ひます。

○多賀谷議員 この国有化が社会主義化へのスタートであるという意味で賛成をできないと断定されましたけれども、これは今後の政治勢力の問題ではないかと思ひます。

御存じのように、英国労働党がつくり出した重要産業の国有化も、その後保守党がそれを是認をし、続けてきたわけでありまして。でありますから、私は今後の政治勢力の問題と、もう一つはそのときの経済の問題だと思ひます。ですから私も、産業それ自体がいわば国有というふうなものに過ぎない産業というふうなもの、こういうものはわれわれは、産業政策からも国有にするということを言っていないのです。やはり産業政策でありますから、国有にするというのには非常に巨額な投資が要る。それが国民経済に非常に影響がある。また一方、装置産業のような化学工場のようなもの、そこで個人のいわば自由競争のほうにより能率的なのか、あるいはまた、単に個人の自由競争というよりも、さらに大きな資本を投入するほうが全体としては能率的なのかという問題まで含めて考えなければならぬ問題だと思ひます。ですから、私もこの社会主義構想の中に入れておきますいろいろな産業というものは、一つ一つ産業を分析しまして、これが産業政策として能率的である、効率がよい、こういう産業しか列挙してないのであります。その意味においては、われわれはイデオロギーにとらわれていない、またとらわれたとしても産業政策から遊離していない、こういうように確信しておるわけでありまして。

それからいまお話し、国有化の背景が違ふではないか。当時のイギリス、当時のフランスにおける状態は、低廉な石炭を供給して、国民の負担にならないようにするというのがその目的ではなかったか、こういうことであります。確かに現在の炭鉱は、いわば相当の負債をかかえております。しかし、私もいま飛躍的に増大をしておるエネルギーの中で、安全保障というものは考えなくてもいいかどうかという問題だと思ひます。であります。すでに重油につきましても、単に中近東だけにたよるという状態は安全保障から好ましくないというので、あるいは他地区にその供給源を求める、あるいは備蓄をする、こういうふうな石油開発公団までつくって政府はやるうとしております。しかし一番手とり早く確実なのは、何と言いましても、国内の資源でございますから、ある程度の資源確保はどうしても安全保障上必要である。さらにまた原料炭にいたしましては、製鉄業が躍進をするのに従ひまして、その需要は増大をするわけでありまして、これまた原料炭の確保がどうしても必要である、こういう観点から、われわれは国民経済としても、やはり国有化によって産業の発展をする必要があるのではないか、こういうふうに考えておる次第です。

○田中(六)委員 石炭の国有化が、主として国民経済におけるセキュリティの問題と、それから原料炭セキュリティの問題と、それからそういうことで、むしろ国民経済上国のためになるのじゃないかという御見解ですが、もし万一これを国有化したという時点をとらえてみまして、そのときからはたして石炭産業が少なくとも現在よりも財政負担あるいは国民経済にマイナス——資金的に、つまり金の量ですが、そういう面につきまして将来の展望が現在よりもプラスになるというお考えかどうか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○多賀谷議員 ちょっと質問が明確に把握できなかったわけですが……

○田中(六)委員 それならもう一回……。つまり財政負担の軽減が、国有化をされて、その時点以後石炭関係においてマイナスを——私懸念するのは、マイナス部門を国民に経済負担を永久に押しつけて、しかもそれが現在よりも多い段階、つまりマイナスの面でプラスとして押しつけるのじゃないかという点を懸念するわけです。その点についての分析あるいは見解があるかどうか。

○多賀谷議員 現時点と、こうおっしゃいますが、現時点では、企業が会社においてするという時点に立っておる。ですから、たとえば四十三年度から四十三年度のトータルとしての国の財政支出から、国有化すればオーバーするのではないかという議論に対しては、それはオーバーすると思ひます。ところがいまいろいろ案が出ていまして、そしていろいろな救済策が出ておる。その救済策と比べてみると、国有化は一体金がよけい要るのかどうかということになりますと、私もは現時点における救済策よりも決して多い金が必要というふうには考えていない、こういうことでございまして。ですから四十三年度固定して考えますと、確かにわれわれが考えております国の支出というものは増大をするわけでございます。しかし助けなければならぬ、何とかしなければならぬ。それは私企業のみまでにおいて助ける場合と国有にして助ける場合ではどちらが金がかかるかという、私は私企業にして助けるほうが金がかかるんではないか、こういうふうに判断をしていられるわけでありまして。

○田中(六)委員 その辺が、つまり私もこれからの先の投資効果とそれから国民経済との関係を見て非常に危惧するわけです。つまり国有化によって親方日の丸式なことになって、むしろそれがいろいろな面で響いてきやしないか。イギリスの場合でも過去六年間、これはデータが多少古いのですが、一九四七年から一九五二年の例を見ましても出炭量はどつちかという横ばい。しかも労働者人口は多少ふえておつても、それが国有化になつて必ずしも当を得ていない。むしろ国有化によっていろいろな悪い点、独占化を廃止するという目的がかえって独占的な企業になつて、しかも私企業その他の——というのはイギリスの場合は他の産業も包括して持っておるわけでございますので石炭だけではないわけですから、そういう点が出てきたんでは、日本の場合石炭ブロー

だといたししても、やはりそこに労働賃金というもののコストアップ、そういうものは押さえない、炭価はこれを上げることはできない、そういうような情勢が目に見えるような気がするわけですが、それが、それよりもむしろ私企業の企業責任というか、そういうものを与えてこれを完遂したほうがよいいんではないかという見解を私は持たざるを得ないわけでございますが、それは相互に大きな見解の相違でございますので、多少水かけ論にもなるかと思ひますので問題を進めます。

ちよつと余談みたいな質問になるわけでございますが、この社会党の国有化によりまして、年産五千万トンを出炭量を維持することになっておるわけでございます。しかもそれが国際収支上日本に大きな利益を与えるということもこの国有化の大きな余慶として与えられておりますが、五千万トンの国際収支に与える金額、こういうものについて、もしも多賀谷さん御記憶になれば政府でけっこうですが、どなたか五千万トンを、もしもそのまま輸入した場合にどの程度の金額になるのか、ちよつとお答えを願ひたいと思ひます。つまりそれが日本になくて……炭価が外国は違ふから必ずしも日本の炭価をそのまま掛けたらこれは間違ひだね。

○織田説明員 原料炭と一般炭でいろいろ違ひますが、平均してトン五千円くらいで計算すれば大きな間違ひはないかと思ひます。

○田中(六)委員 そうすると五千万トンだから二千五百億なんだね。そうですね。

○織田説明員 はい。

○多賀谷議員 一般炭と原料炭とぎつと……。

○田中(六)委員 これは平均してもいいと思ひます。

○多賀谷議員 石炭の一般炭を輸入するということはちよつと考えられないわけです。これは結局重油を輸入するという事です。要するに原料炭千五百万トン、一般炭千五百万トンといまして、三千五百万トンに値する重油を輸入する。

ですから重油にいたしますと大体二千万トンぐらいの重油になる。輸入単価をCIFでいいますと六千四百ぐらいと考えればいいのではないかと。六千四百ぐらいの大体二千万キロと、それからあととは千五百万トンの原料炭単価、こういうことになるわけですが、これはあとからちよつと計算します。

それからイギリスの例をちよつとお話しになりましたが、イギリスは御存じのようにあれだけ国内で石炭が足りない時代でも輸出しておったわけですから、輸出市場を失わないために、相当安い石炭を輸出しておった。これは赤字を覚悟でやっておったわけですが、それからもう一つは、イギリスの場合は収益還元方式をとりまして、そして過去三年間の収益の平均をいたしまして、それを二十年分を払うことにしたわけですが、それがイギリスの国有化の非常な負担になってあらわれたというところに問題があるやに聞いておるわけでありま

す。それから日本でも、一九四七年から五二年という年はなかなか能率の上がらなかった戦後の年でありまして、そしてまた投資効率が十分あらわれなかった。乱掘のあとがまだ相当あった、こう見なければならぬときであります。今日のイギリスというのは、相当近代化もされておるというように私は承つておるわけですが。

○田中(六)委員 国際収支面で、たとえばこれは私の計算ですが、多賀谷さんのおっしゃるように、つまり一般炭はこれは石油に還元できるわけでございますので、五千万トンをたとえばそういうものを含めて輸入した場合に、約五億五千七百ドル、つまり日本円に換算しますと約二千億円の程度になる。これは多少間違つてゐるかも知れませんが、大きな数字では間違つてゐないと思ひます。これを輸入してそして輸出に還元する。

つまり国際収支の面だけをとりまてみた場合に、わが国は特に貿易立国で、貿易量も百十八億ドルが目安になっておりますが、輸出のほうに力を入れるという面を考えれば、必ずしもこの石炭五千万トンを無理をして維持して、国際収支上に有利

な条件を与えるということに対する見解がいかどうか、きわめて私は疑問に思ふわけです。特にいつまでも石炭と国際収支というものを結びつけて、将来とも考えられ得るかどうか。第一次答申から三次答申まで一応崩壊した形ですが、私もが国際収支面からこの石炭にライトを浴びせていき続けるということにつきましても、大きな疑問を持つわけでございますが、この点に対する御見解をお伺ひしたいと思います。

○多賀谷議員 石炭がもしなくなった場合を想定すれば、一体、原料炭にいたしましても、いまのような価格で日本に入ってくるかどうか。それから重油にいたしましても、日本は外国の資本から見れば重油市場として非常に新しく、しかも将来伸びる非常にいい市場であります。そういう場合に、日本に石炭というものがもしないとするならば、外国から現在のような価格で入ってくるか非常に疑問だと思ふのです。もうすでに日本がアラビヤ石油のように開発をしておる、日本の支配下にあるという場合なら別といたしまして、ほとんどがそうでない現状であります。ですからまずこれが、幾ら計算をせよといつても出ませんけれども、相当の価格になるのではないかと、こういうように私は考えるわけでありま

す。それからもう一つは、確かに経済全体と見ますと、安い原料を入れて輸出を伸ばしたらどうかということも一つの問題点だと思ひます。しかし私は電力では、いま需要家として期待をしているものは電力である。一般炭につきましては、電力は地域的独占でありまして、すでに価格の中に安い価格において織り込み済みである。ですから石炭の値段が下がりましたも電気料金下がったという話を聞いていない。ただ中国電力において、最近石炭の値段よりも重油の値段が下がりましたから、中国電力はたしか一キロワット九千数百円の重油を電気料金に入れておった、それが六千四百程度になった。石炭も、相当の石炭の価格を入れておりました、重油が下がったということで、中国電力は御存じのように三〇程度下げたわけですが。

ほかはどこも石炭の値段が下がったからというので料金を下げてはいないわけですが。

ですからそういう点を考えますと、私は、いま一番問題にしておりますのは石炭、一般炭につきましては、これは田中さんがおっしゃる通りに、すぐ日本経済にどうかという問題にはならない、むしろ日本に資源がないというほうが危険ではないか、こういうふうに考えておる次第です。

○田中(六)委員 もしも石炭が輸入されなければ、石油の価格もいまの値段では入らないだらう、そういう御見解は現に石油の業界も、具体的に申しますと出光さんなどは明らかにそういうことを言つております。しかしそれはやはり自由企業、それからいまだちよつと競争というものがあつたので、私は必ずしもそういう見解がいつまでも続くかということに疑問を持つわけでございますが、さらに問題を進めまして、国有化された場合の労使関係でございます。この点はどういふふうになるのか、お伺ひしたいと思います。

○多賀谷議員 御存じのように、日本の公社の労働組合は公共企業体等労働関係法という法律のもとで規制を受けてまして、争議権は禁止されておるわけですが、しかし、先般ILO実情調査調査委員会のドレイヤー氏が来ましたときに勧告をしておりますが、その勧告によりまして、こういう企業であるからという理由で、企業に一律に何らの差別なく争議権を禁止するということは妥当でない、こういうことを勧告しておるのであります。でありますから、イギリスでも国有になりましたし、あるいはフランスでも国有になりましたし、あるいは争議権を禁止されたということを聞いていないのであります。本来民間企業でもできるというふうな産業が国有になった場合、これは国有であるからという理由だけで労働三権を制約するということとは妥当でない、かように考え、現在の組合法並びに労働法の適用を受けさすことにいたしたいのであります。さらに、賃金等の問題につきましても、私は、

いま国有になり公社になったからといってすぐ同一賃金というのは、若干無理があるだろうと思ひます。ですから、ある時間的な経過を経て、そうして段階的に水平化運動を起こしながら一定にするとか、ある経過期間というものが必要ではないか、こういうふうに考えておる次第です。

○田中(六)委員 そが実は問題であるわけでございませう。ドライバー報告によつて、要するにこういう企業が同一の基盤で扱われる必要はない、それは適当でないということから、石炭の国有化されたあとの労働組合、職員ですか、そういう人たちは、スト権が確保され、結局ストができることを意味しているわけでございませうが、国有化の目的並びに現時点を考えてみても、これから先の需給関係はあくまで政策需要を目的としたものだというふうに考えられます。そうすると、どうしても需給関係がスムーズにいくということが大きな目的ではないかと思ひます。これが統一的な全国的な労働関係の動きになりますと、これは極端な例でございませうが、九州のどこかでストをしなればいけない状態が発生した。そうした場合には、組合の性格上どうしても全国的に波及すると思ひます。そういうような場合に、この国有の目的である需給関係の調節、そういうものが大きく忘れ去られて、政策需要、電力や鉄鋼等大きな基幹産業への需給状況に支障を来たすということが当然考えられるわけです。したがって、こういう点の配慮を考慮しておられるかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○多賀谷議員 事実なるべくストライキをしないようにするということ、法律で禁止をするというところは、違ふと思ひます。需要家の側であります産業が争議権があるわけです。鉄鋼とか電力とかいうのが、これはスト規制法である程度保安とかその他の制限を受けますが、争議権が本来ある。しかし原料部門がないということは、どうもちょっと矛盾をしておるのであります。ですから私は、権利としてはある、それを乱発するかどうかということとは若干違ふのではないかと。

から、率直にいいますと、炭鉱労働者はずいぶんいまでも、労働条件につきまして、他の産業に比べて低い状態にありまして、苦しい状態にあつたわけですが、ひとつ公社にして、そして希望を持たせながら労働条件の改善を漸次やっていくならば、私は、スト権の乱発というようなことは起こらない、こういう政策的配慮が必要ではないか、それを法律によつて規制をする、制限をするということとは妥当でない、かように考えておる次第です。

○田中(六)委員 法律によつて規制することが妥当でないというのですが、私どもの見解は、石炭問題が今日のようなつた、あるいはこれに関連しまして職員の配置転換あるいは再就職、そういうものが非常にスムーズにいかなくなつたということとは、合理化しようと思つても、それが首切りだといふふうになつて、いろいろな労働運動が行なわれてきたことが、今日、石炭そのものではなくて、それに関連する諸情勢をきわめて困難におとし入れたといふふうに出ておる。政策需要、需給関係をスムーズにやるといふ目的が遠くのほうに飛んでしまつて、そしていろいろな賃金の引き上げあるいは労働条件の改善などについても問題が起つて長期化するといふおそれを抱かざるを得ないわけではございませう。そういう考えからいたしますと、この点についてもやはり大きな問題をかかえておるといふことを断言せざるを得ないわけではございませうが、さらに問題を進めまして、石炭公社の中にいろいろな条件が規定されておりますが、この労働組合の代表といふものはだれがどのようにして選ぶのかと疑問に思ひましたので、お聞きしたいと思います。

○多賀谷議員 質問の要点は、経営委員会における労働者の代表はどうして選ぶか、ということですが、現在全般的な労働者の代表として、当該職員でない者を選んでおる例は、日本でも先ほど申しました公企労法の労働者側委員といふのは、これは当該企業といふ公社の職員でない

い者を選んでおるわけです。たとえば公企体の場合の労働委員といふと、太田さんであるとか、そういう同盟からどう、あるいは中立からどうだといふ、そういう選び方をしておる。ですから私も、職員は経営委員会の委員にはなれないことにしておきます。しかし職員出身者は何も規定をしていない。ですから、当該公社の職員団体が自分の代表を出したいと思つたら一応推薦をするわけでありませうが、その場合には推薦をして、なりましてたんと職員でなくなる、こういうことになるわけでありませう。あるいは他の組織の、たとえば同盟でありますとか総評でありますとか、ひとつそういうところの代表者も労働者の代表として出す、こういうことも考えられるわけでありませう。それは別に規定してありませんけれども、従来慣行もあることでありませうし、公社の職員の団体と相談しながら、さらに上部組織と相談しながら労働者の代表を選ぶ、こういうふうにしたいと思ひます。

○田中(六)委員 イギリスの場合を見ましても、イギリスの場合は国有化委員会と労働組合の関係が非常にありまして、労働者側の意見が必ずしも一定でない、非常に浮動しているわけです。結局最後にもめた結果、労働者代表は入らずに、労働組合を支持する人を委員として出しておるといふことになつておる。その間の過程は非常にうまくいっているようですが、この労働者に対する訓練とか技術教育について何か法規上の規定はあるわけですか、そういうことはもう全然ないのですか。

○多賀谷議員 実はその点はイギリスのボードとか、あるいはフランスの公社の経営とは違ふのであります。そこで私どもが、自民党政権でもできますよ、こういうことを言っているのは、この点も一つ問題点があるわけです。というのは、経営委員会といふのは重要事項を決定する機関ではございませうけれども、要するに理事者ではない。いまお話ししたフランスとか、あるいはイギリスの場合、これは理事者の、いわば理事会のメンバーの問題になる。これはイギリスでは非常に議論がございまして、職能別代表を入れるかあるいは機能別代表を入れるかというので、いろいろ議論がございまして、労働組合の出身者を入れるけれども、それは労働組合の代表ではない、労働組合には責任を持たないんだというのがイギリスのシステムであります。それに対してフランスでは労働者の代表として参加をするというシステムになつておるわけでありませう。しかし私どもがここに書いておきます経営委員会といふのは、すでにNHKや電電公社等にある経営委員会のスタイルでございまして、要するに理事者として組合代表を入れるという考え方はとらない、こういうようにいたしておるわけでありませう。でありますから、これはそういう意味においては、いわば労働者を管理する公社であるといふことはありませう。ですから、労働組合からすると、その点におきましてはこれは非常に不満な法案である、こういうことが言えると思ひます。

○田中(六)委員 労働者は不満だといふ、私もこれではたして労働組合並びにその代表が満足するかどうか疑問を持つたから実は聞いたわけではございませうが、まあそれはさておきまして、時間もそろそろですが、石炭が国有化される、国有化である以上、やはり一般国民、つまり一般消費者に奉仕するという精神が底に流れていなければならぬ、当然流れておると思ひますが、その消費者に対する利益または便利といふもの、そういうものがイギリスの場合と比較して——これしかデータがないものですから——あれですが、イギリスの場合はつまり消費者と国有化産業の中枢を結ぶのに消費者委員会といふものがあるわけですね。そして消費者の不平、不満あるいはそういうものがいつでも代弁できるようにしておるのですが、日本の場合、これは政策需要で大体消費者の大手どころはきまつておるからということもあるのかもしれませんが、そういう国有化のベースに、底に流れる一般消費者に対する配慮といふものはあまりお考えになつていないのかどうか。

○多賀谷議員 これは審議会、委員会と二通りございまして、国有化法案の中の石炭審議会というのには需要者の代表が委員として入ることになっております。これはどちらかといひますと任務がおのおの違ひたものでありまして、それはいわば石炭審議会というのには単に石炭の関係者だけでなくて広く需要業界を含めて、需要業界としての意向をくみながら政策決定をする、こういうことであります。それで経営委員会のほうに需要者の代表を入れたのは、経営委員会のほうはむしろその経営をどうするか、ある与えられましてはむしろその経営をどうするか、あるいはそれと組織する、労働者とそれから公社代表によって組織する、こういうようにしたのでございまして、最初の政策決定あるいは価格問題というのについては当然消費者の代表が出てその業界を反映するシステムになっておる、かように御理解を願ひたいと思ひます。

○田中(六)委員 まあ需要家が消費者——日本の場合は確かに一般に石炭を消費する率というものがきわめて少ないですから、そういう御答弁で十分説得力はあると思ひますが、多少疑問が残ります。それで、この法案そのものの細部につきましては、これはそれはその短時間ではこれをずつと消化した質問はまだできないわけではございしますが、冒頭に申し上げましたように、わが党の神田先生や、その他からもどうせあとで質問がございしますので……

最後に、ちよつとこの内容に触れた中で、ひとつお聞きしたいのですが、これを弁償する、何条でしたか、買収価額の十四条の二項ですか、そういうものと関係するわけですが、これを見て判断し分析しますと、日本では大手十六社ですが、株式方式で上場されているものは実際問題として処理しやすいと考えるのですが、中小の場合、その資産から負債を差し引くというやり方ですね、これは私は非常に大きな問題になると思ひます。もちろんその基準をどこに設定するか、純資産方式

とかいろいろあるわけですが、しかし中小で資産から負債をそのまま差し引いて、少しは手に残るといふなら別ですが、こういう場合に、全く何もない、むしろ負債のほうが多くて、そして国有化をこのまま進めていく——それは根本的問題で、最初聞くべきだったのではないかと、必ずしも全部国有化しなくとも、自主的にするかどうかという問題ですが、中小を含めて全部石炭を国有化にしてしまふのか、そこからほんとうは聞かなければいかぬのですが、それはさておきまして、資産から負債を差し引いてしまつて処理をするというそういう単純な方式ですね。これは大きな問題を投げかけないかどうか。その点いかがですか。

○多賀谷議員 大きな問題を投げかけないかといひますと、なかなか答弁はむづかしいのですけれども、個々の企業に対してはいろいろ不満もあるでしょう。実は上場されております会社は、これは株式で評価するわけですが、われわれがわかりました金額でも相当の価値証券を持っている。これが石炭以外の資産が入つてくるという前提があるわけでありまして、ですから実際に払う部分はわりあいに少ない。しかし膨大な借金を肩がわりしなければならぬという問題もございします。それから中小が主でありますけれども、中小の場合の資産から負債を差し引く場合には、実は率直に言いますと、やはり資産というものが評価が非常にむづかしい。先般も申し上げましたが、大体これはスクラップ山だというのが一応国有化をして公社の中に入れてあるわけでありまして、スクラップが大体予想されるような炭鉱の資産というものは、本来少なくとも鉱業権、坑道についてはゼロであります。しかしそれをゼロということにしますと、これはもうどうにもならないので、一応それは操業をするという前提で入れなければいかぬというところでありますから、ある程度の操業資産評価というものがどうしても出てくるだろう、こういうふうに考えます。そこで、私は率直に言いますと、約三千五百万トンは株価方式でいく。それに

二百億若干上回る金額が出る。そうすると、あと二千五百万トンは、大体それに見合つた額にしてそれを中心として基準をつくるという以外には、だれがやりになつても方法がないのじやないか、こういうふうに考えるわけでありまして、これは非常なマクロ的な話をいたしますけれども、いま現実に合理化事業団で資産方式をやつては、非常に克明にこの鉱業権は何年に操業する予定であるからトン当たり幾らというように出ておりますが、その前提というものは、御存じのように千三百円から二千四百円に一度に倍に上がった。これはやはり考え方の中で社会保障的なものの中に入つておる。本来の資産ではない。ですから資産の基準というものはきわめて厳密にできておりますけれども、根本問題というものはきわめてマクロ的な話である。ですから、私どもは、基準は各企業が不公平があると言われないように基準をきつちつとしたしなくては、基準のもとをきめる政策というものは、われわれはやはり政策的に均衡を大きなところでとりながらやつていひたいのでないか、こういうふうに考えます。

それから、中小は必ずしももう金額が少ないとも言えない。というのは、負債が少ないのです。中小のほうは大抵御存じのように市中銀行がほとんど金を貸しておりませんから、負債が少ない。だから必ずしも大手の場合にはこの程度であるから中小の場合は少ないとも言えない。ですから、これは一つ一つ厳密に検討しませんが、何とも答弁できませんけれども、何にいたしましては株価方式と、資産から負債を引く方式がアンバランスにならないようにという配慮は、これは一番大きな問題としてしなければならぬ問題ではないか、こういうふうに考えております。

それから評価につきましては、御存じのように評価審査会でございますこととしております。

○田中(六)委員 一応御答弁をお聞きしてこれでやめますが、まだこの法案の細部については、何度も申し上げます非常に疑問点もあるし、それ

からせんだつての田畑委員に対するお答えの中に、国有化した場合、金利を泣いてもらふというようなこともあつたのですが、しかし、その金利を泣いてもらふというふうには、はたして単純にくか。法律上も、その他実際問題にいたしまして、特に金融機関がはたしてそんなことをするかどうかというふうなこと、あるいは法案の内容についてもまたこれからのいろいろ聞きたいと思ひますが、いろいろ御苦勞さまでした。ありがたうございまして。

○堂森委員長 大橋敏雄君。  
○大橋(敏)委員 私は、この前の委員会におきまして石炭産業の総体的見地からいろいろとお尋ねしたわけではございしますが、きょうはいよいよ社会党の国有化法案の内容に入つて二、三点お尋ねしてみたいと思ひます。

まず、第二章の「石炭鉱業の国有」という項でございしますが、この中の第二条に「国の権能」が示されておりますけれども、特に「石炭を輸入する権能は、国に専属する」とうたつてあります。まず、この第二条の内容を説明していただきたい。

○多賀谷議員 第二条は、掘採、取得、輸入権能は国に専属するということを書いてあります。

まず第一に、いままで論議をいたしました販売についてはなせ書かなかつたかという疑問が出てくると思ひますが、実は出炭をいたしますのは国すなわち公社がいたすのでありますから、自分が掘りました石炭をどうするかというのは公社の意思になるわけでありまして、これは別に「権能」と書く必要がない、こういうふうにいたしましたのであります。事実問題といたしまして、販売は私どもが提案理由に説明いたしました、大口の需要は公社みずから行なうけれども、小口需要は商社にゆだねたい、こういうふうに考えているわけでございます。

次に、輸入につきまして、なぜ輸入の権能を国に専属するということをついたかといひますと、この輸入が野放しでありますと石炭政策が立たな

いのであります。いま、御存じのように石炭そのものは認可制になっておりまして現在自由化になっておりませんけれども、これは自由化というものは当然の大きな流れでございますから、われわれは自由化を想定をしなければならぬ。そこで自由化された場合一体どうかということを考えますと、国内において原料炭幾らという話を幾らしにしても、輸入がどんどん入ってくるということでは国の政策が立たない。そういう意味から、輸入権能を国に属するというにいたしました。

しかし、現実問題として、では国が輸入業務を行なえるか、こういうことになりまして、現実少なくともこの石炭の再建をいたします当初におきましては、とても輸入の業務なんかは手が回らないのであります。そこで公社法の中で、第三条に「石炭の輸入を行なうこと」といたしてありますけれども、さらに二項におきまして、「公社は、通商産業大臣の認可を受けて、輸入業者に対して、前項第二号に掲げる業務を委託することができ、」こういうように委託をして当面現実処理をしていきたい。さらに将来石炭公社が国内の炭鉱が安定をして海外に出るということになりますれば、当然開発と同時に輸入業務も公社が行なう、こういうようにしたいと考えております。しかし法律が制定をされました当初の段階においては、全部といつても言い過ぎではありませんでしようが、輸入業者に託する、こういうことになると思います。

○大橋(敏)委員 そうしますと、特に輸入の問題ですが、輸入計画については一切公社がおせん立てをする、その計画に基づいてなされるいわゆる作業は従来の輸入業者が委託されるのだ、こういうふうに理解するわけですが、その点はそれでよろしいでしょうか。

○多賀谷議員 公社は輸入数量について決定いたしません。これは石炭審議会がするわけでありまして、これはすなわち通産大臣が審議会に諮問をし、審議会が決定をいたしまして、通産大臣が定める、こういうことになっておるわけでありま

す。その与えられましたワク内で公社が運営をするということになるわけでありまして、当然それは公社以上の国の政策として定めるべき性格のものではないか、こういうように考えておる次第です。

○大橋(敏)委員 いずれにしましても、従来も通産省のほうで輸入計画を立てたその立場で輸入業者が動いていたと思いますが、実際、従来動いていた輸入業者の数は大体どのくらいあるのでしょうか。

○多賀谷議員 それは数字ですから、ひとつ政府のほうで御答弁願えとけっこうです。

○織田説明員 いま資料を持っておりませんが、この次でよろしゅうございましたらお持ちいたします。

○大橋(敏)委員 大体でいいです。

○織田説明員 ちょっと大体の数字もわかりません。

○大橋(敏)委員 そうしますと、輸入業者というのは、いかなれば骨抜き立場、いわゆる自主性というものはまずない、こう見ていいわけですね。

○多賀谷議員 日本の原料炭の生産状況というのは年次別に大体把握できる。それから輸入の場合も幾ら輸入しなければならぬかというのは、鉄鋼の生産に大部分かかっておるわけでありまして、鉄鋼の年度計画を見れば大体わかるわけでありまして、それからさらに最近はずから開発をする、製鉄業が各社集まって開発をする場合もありますし、個別的に開発する場合もありますし、あるいはまた三井鉱山や三菱鉱業が入って三井物産や三菱商事と一緒に開発する場合もあります。あるいはス波特物を買収する場合もあります。いろいろな場合がありまして、ス波特物の場合は別でありましても、あとの場合は、これは初めから計画に乗って業者が行なうということでありまして、業者は、突然ある決定がなされて、それによって経済活動をするというものではないです。

○大橋(敏)委員 それでは、石炭の輸入については政府がその数量を決定し、その仕事を公社にまかせ、公社は手が足りないという現状から輸入業者に委託をする。したがって、将来開発が進むにつれて公社がその仕事もやるようになるれば、この輸入業者というものは自然消滅ということになるわけですか。

○多賀谷議員 原料炭の輸入というものはますます増大をする、国内が幾ら原料炭を生産いたしましてもとても追いつかない現状であります。しかも、原料炭の中で、弱粘結炭と強粘結炭とがありまして、強粘結炭は全部外国から輸入をしておるのがありますから、商社は現状の経済活動よりも仕事が減るということは絶対にあり得ない、こういうふうに考えたらいんじゃないかと思ひます。

○大橋(敏)委員 そういう点、何かの姿でうたっておく必要はないでしょうか。

○多賀谷議員 提案理由で簡単に申し上げましたけれども、零細な企業というものは、国内の販売は別ですけれども、石炭の場合はわりあい輸入業者には少ないんじゃないかと思ひまして、簡単に処理したわけですね。せつかくの御意見でございますから、別の機会に声を大きくしてその政策の実際をお伝えしたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 次の第三章に入りますが、石炭需給計画を見てもいりますと、第四条には「石炭審議会の意見をきいて、当該年度以降の五年間について石炭需給計画を定めなければならない。」こうしてあります。そして二項、三項、四項、五項とあって、需給計画の内容が示されておりますが、特に第二項におきまして、「石炭需給計画に定める事項は、次のとおりとする。」として、四つあります。この内容を読んでまいりますと、「一 石炭の生産数量、輸出数量及び輸入数量  
二 石炭の需要の確保に関する事項  
三 石炭の販売価格に関する事項  
四 その他石炭の需給に関する重要事項」こういうふうにあるわけですが、これを拝読しまして、このとおりの内容であれば従来もこのような方針

で計画されておったんじゃないか。特に、国有化するという立場から見た場合、別に真新しいものがないような感じをここでは受けるわけですが、でも、内容的に独特な何かがあるんじゃないか、こう思ひますので、それがありませんならば御説明願ひたいと思ひます。

○多賀谷議員 ことに目新しいものはありません。その点は法案全体が国有、公社でありまして、公社、国有という切りかえは大きな切りかえでありますけれども、そのほかに個別的には特殊であるというふうなものはあまり考えていないわけでありまして、まあここには「輸出数量」というのがありまして、あるいは将来日本の、ことに九州の石炭を台湾に送るとかあるいはまた中国に送るといふこともかつてはあったことがあるわけでありまして、想定をされないわけではありませんが、これによって特に変わったという点はないと思ひます。ただ第六條に審議会の権限として、従来書いてございまして、通産大臣に必要と認める事項については建議することができるといふ建議権を入れた。こういう点が審議会においては若干違ふかと思ひます。

○大橋(敏)委員 これは私のしるう的な考えになりますけれども、石炭産業だけを国有化する、ところが需要側は、いわゆる電力だとか鉄鋼がほとんどですけれども、そちらのほうは自由経済でいるという関係、これではたしてうまくいくのかどうかという問題ですね。

○多賀谷議員 これは率直に言いますと、需要業界、ことに先般もお話ししましたが、電力とか石油というものを同じような管理下に置くということが、これは最も望ましい姿であるし、各国ともそういうふうな、いわば経営体においておる。各国と言ひましても、イギリスとかフランスは置いておるわけですね。しかし、現実では石油あるいは電力ということまでそういう範囲を拡大しますと、とにかくいま崩壊しかかった石炭産業が、その大きな政策の中に埋没してしまうということ

がございまして、とにかくいまの政治勢力その他を考へて十分ではございませうけれども、与党が賛成をしてくれるという事を考へると、先ほど申しましたように、経営委員会の構成の問題であるとか、あるいは石炭審議会の権限の問題等も考へて、佐藤内閣でも賛成できるのだという法案をつくったところに非常な苦慮があつたわけですね。

○大橋(敏)委員 それでは次に移りたいと思ひますが、第四章の「石炭審議会」、これはいま田中委員も何か尋ねておりましたけれども、第七條に、審議会は委員何名で組織するという、これは何名になってゐますか。

○多賀谷議員 正式に十二名です。

○大橋(敏)委員 そうしますと、第八條の中に「委員及び専門委員は、公社を代表する者、公社の職員を代表する者、石炭の需要者を代表する者」これは最後のほうはわかりませんが、「公社を代表する者」というのは、これは経営委員会の委員長等をさすのですか。それともどういう立場になるのですか。

○多賀谷議員 これは労使それから需要者、学識経験者、こういうふうに考へていただくと思ひます。そこで、公社でございましてから、公社の責任者ということに当然なると、こういうふうに思ひます。

○大橋(敏)委員 これも公社の職員を代表するといふのが労働組合の代表だと見えていいわけですね。

それでは次にいきますが、第五章の「石炭鉱業等の買取等」というところで、第十二條の第一項の一号ですが、「石炭鉱業(その附帯事業を含む。以下同じ)を営んでいる者」云々とありますが、この附帯事業という、いわゆる限界といひますか、これはどういうことになっているのでしょうか。

○多賀谷議員 これは、実はものの考へ方を申し上げますと、株主方式で買つ。そういたしますと、その株主の中には、石炭鉱業を主として営んでお

るけれども、他のいろいろな関連産業をやつておるといふものも評価をして入つておるわけですね。でありますから、一応われわれは石炭鉱業が主として営んでおる者については、株主で買つていうことの前提に立つて考へますと、石炭鉱業だけを引き抜いて買つてはありませぬ。こういう意味でございませう。

○大橋(敏)委員 そうしますと、コークスだとかメタノールだとか、あるいは石炭産業を遂行するために鉄道を敷いておるとか、こういうのがありますが、こういうのもやはり含むのでしょうか。

○多賀谷議員 会社が別会社になつておる場合には買ひませぬ。しかし同一会社でありますと、当然株主方式に入つてくる分につきましては、買収するということになるわけでありませう。

○大橋(敏)委員 十三條の「権利及び義務の承継」といふのがありますが、この「権利及び義務は、当該買収の時に於いて国が承継する」とうたつてありますけれども、實際国有化になつた場合、そつくりそのままの時点で権利義務を承継したと見た場合、金額に直せばどの程度になるものでしょうか。

○多賀谷議員 まず負債はどのくらいあるかという問題、これは大手十六社で約二千三百億といわれております。それから従業員の前金、これがいろいろ調査によつて違つておるわけでありませうけれども、大体、先般労働省がこの席でお話ししましたが、これも労働省の場合には本社を除くといつておりますし、また貸借対照表にも出ておりますけれども、これまた兼業の部門も入つておりますので、大体二百六十億くらいではないかと、われわれは判断しておるわけですね。それから長期社債が、これはわれわれ石炭に關しますものは三十億程度ではないか、少なくともこの程度のもものは、やはり金額がはつきりしておりますから、引き受けるを得ない。そのほかに売り掛け金とかいろいろあるわけですね。ところが、これは逆にそこから貸してある金額もある。なかなか差し引き勘定がむずかしいわけですが、要するに、これらもその

時点においては全部引き継ぐ、こういうことになつておるのであります。それから換金可能な金額もあるわけですね。先ほどお話しがありましたように、当該会社を株主で評価した場合に、セメント会社の株であるとか、あるいはいろいろな株がありませう。それが結局は換金できるものである、こういうふうに考へます。それから石炭以外のところへ投資をしておる子会社もある。これもなるべく私どもは、それは譲渡したい、こういうふうに考へておりますから、これらが持つておる債権債務は一度公社にはなりませうけれども、これは漸次譲渡をしていきたい。その場合には、負債のほうもくつつけて譲渡したい、こういうふうに考へておるわけですね。

○大橋(敏)委員 それでは第十四條になります。が、「買取価額」、これも株主方式でいくんだというお話で、この中に「平均取引価格にその者の発行済み株式の総数を乗じて得た額」とありますが、この平均取引価格ですね。この平均を三年と見るか、一年と見るか、あるいは半年と見るか、流動の激しい石炭産業の中にあるこの評価といふものは、非常に大事になつてくると思ひますが、これはこの前のお話では、たしか一年と聞いたやうですけれども、(多賀谷議員「一年です」と呼ぶ)これは一年で決定し、その立場で一切を進められていくわけですね。

○多賀谷議員 これは法律的に申し上げますと、一定期日前、一定期間の株価ということになつております。これは政令で定めることになるわけでありませう。先ほど申しました、最初ある時期に——外国の例は、大抵政権を取る前の日から三年といふのが常識のやうであります。そこでわれわれは一応、新聞記者発表をいたしました日以前の三年の株価の平均価格、こういうふうに考へておりましたけれども、実態をいろいろ見てみますと、借り入れ金だけでも二百億以上上えておる、その二年間に、それと三年前の事象と現在とは全然違つ、こういうことを考へまして大体一年の株価平均でいきたい、こういうふうに考へておる次第です。しかし政権は自民党にあって、政府は、自民党政府が実行するわけですから、社会党の立案者としてはそう考へておるけれども、これは政令にゆだねた事項でありますから、政府のほうで法案が通れば執行される、こういうことになると思ひます。

○大橋(敏)委員 これが先ほどおっしゃつていた二百六十億といふことなんでしょうか。

○多賀谷議員 二百七十億くらいです。

○大橋(敏)委員 それでは、その次の第十四條になります。が、「資産の価額の合計額から当該事業に属する負債の価額の合計額を控除した額」。先ほど田中委員から質問がありました。中小企業のほうは、とにかく収支を合わせていかなければその日に倒れるわけですから、一生懸命やりくりしてきた。そうしますと、資産の評価価額の合計よりも負債のほうが少ないのではないかと。もう半分は負債の一部分だ。ところが兼業会社のほうは、大手がほとんどであらう。しかもこれは逆に資産の評価合計よりも負債の価額の合計のほうが多いんじゃないか、石炭関係だけ見ていた場合です。ね。こういうちよつと矛盾したものを感ずるのでなければ、この点はちよつと頭の中を掻きましても、必ずしも大手の兼業といふのは負債のほうが多いということでもない。いわば資産のほうが多いところもある。大体考へ方はある一定規模以上の兼業といふことにしております。ですから、具体的に申し上げますと、大体普通常識的に兼業会社といつておるのが入るわけですね。ですからそれを想定しますと、資産のほうが多い場合のほうが多いんじゃないか、こういうふうに考へられます。それから中小の場合、これは負債が少ないからみれば、中小のほうもいろいろ分が少いように受け取られるかもしれませんが、むしろ逆ではないか、こういうふうに考へております。

○大橋(敏)委員 そうしますと、「買取価額の算定」については、前項の規定によるのか、政令で定めるところによるのか。二項目にありませうけれども

も、実質赤字をどこまで見るのかということですね。それから、たとえば鉱害賠償等の債務をこの中に含むのかどうかという問題なんです。

○多賀谷議員 まず考えられますことは、兼業を除きまして石炭プロパーの会社を考えた場合に、なるとわかつたと思うのです。鉱害を当該企業に、すなわち買収をされたあとの残りの会社に持たして、みてもらい能力はないわけですね。それは債権債務のうち債務の分として、鉱害は見なければならぬ。ですから鉱害は全面的にかぶって、おる。しかし現在の制度でも無資力鉱害という制度があるわけでごさいますから、別に変わった方式ではない。最後には国が見なければならぬという方式になっておるわけでありまして、鉱害を全部国が持つても何ら現制度と矛盾するものではないと思ひます。ただし、鉱害の場合は国が一般政策として出しておる補助金の部分とそれから当該鉱業権者が出しておる部分とがあるわけですね。これらの問題は、今後公社が鉱業権者として出す鉱害と国が政策的に出す国庫補助金としての鉱害あるいは買収の対象にならぬすでに終閉山をした山、これらの無資力鉱害というものは区別をして政策的に計上をする必要があるのではないかと、こういうように考えるわけですね。

○大橋(敏)委員 そういろいろの内容を検討、計上していく作業は、評価委員会で行なうというわけですね。

○多賀谷議員 まず政令を先につくりまして、その政令に基づいて評価委員会で行なうということになると思ひます。日本の公務員は非常に優秀ですから、一定のワークを与えれば必ず優秀な作業ができるだらうということをお望みしておるわけですね。前提は、いろいろ先ほど申しましたマクロ的なかなり不確定要素もありますけれども、一回ワークをきめれば、あとはその範囲にはきわめて公平な基準ができるのではないかと、こういうように見ているわけですね。

○大橋(敏)委員 私が聞いたところによりまして、と、イギリスの場合、評価委員会をつくって石炭

部門、非石炭部門等を選び出し、作業を進めていくのに十年間くらいかかったと聞いているのですけれども、わが国のはうは大体どのくらいかかるのですか。

○多賀谷議員 現実には閉山をする場合の事務処理をすてに合理化事業団が十年余にわたってやっていると聞かれていますから、私はそのデータを使うというわけじゃありません。考え方も違ひますけれども、その作業そのものは私はきわめて短期間に行なわれるだらう、こういうように考えておるわけですね。ですからいけば条件をきめるといことが先決でありまして、条件さえきめればあとの作業は簡単にいくのじゃないか、こういうように考えるわけですね。ただしイギリスの場合とか、その他日本製鉄株式会社御存じのように八幡製鉄を中心として統合されましたときも、製鉄のほうの評価は簡単にいきましてたけれども、持っておりまして鉱山のほうの評価は非常にむづかしくて、発足をいたしましてから約七、八年鉱山のほうの合併はかかっておるわけですね。しかし今度は、要するに私企業でそのまゝいっても存続を生き延びていく炭鉱を統合するのじゃないわけでありまして、それから、政策的な余地が相当入ってくる。ですからかなり政策的にきめてもいいのじゃないか、こういうように思ひます。

○大橋(敏)委員 それでは、次の「鉱業権等の消滅」の項ですけれども、十五条の第二項に、「国は、前項の規定による鉱業権又は租鉱権の消滅によって生じた損失を当該鉱業権又は租鉱権を有していた者に対し補償するものとする。」とありますね。この補償の問題と、また鉱業権、租鉱権をどのようにとらえられていくのか。先ほどゼロだというようにお話もちょっと聞きましたけれども、この点もう一度明確にお答え願ひたいと思ひます。

○多賀谷議員 鉱業権の評価というものは、すでに貸借対照表では御存じのように鉱業権の評価をしておるのですけれども、操業してない炭鉱の鉱業権ですね、現実に操業してないものが一体こういう時期にどれだけの価値があるか。本来鉱業権

というものは国が与えた権能であります。これを国が消滅する場合に一体どれだけ評価をするかというの、私はどちらかといえば、もう操業してない鉱業権については否定的な考え方を持っておるわけですね。しかしそれが妥当であるかどうか、これは後に評価委員会等でも決定されるわけですが、ぼくはいわゆる鉱区税とかそういうものの程度ではないか、あるいはまた特別の施設をして損失というふうなものでないか、こういうように考えておるわけですね。

○大橋(敏)委員 いろいろとお伺ひしましたけれども、まだかなり問題をやらんでいようございいますので、なお一そう現実的な立場に立つてものを考えながら、さらにすばらしい内容にしたいと思ひます。

きょうはこれで質問を終わりたいと思ひます。

○堂森委員長 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案について、明十八日参考人として鉱害基

金理事長天日光一君及び産炭地域振興事業団理事堀坂政太郎君の出席を求め、意見を求めたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堂森委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○堂森委員長 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。多賀谷眞樹君。

○多賀谷委員 大臣が見えるそうですから、事務的な、条文について質問を先にしたいと思ひます。

まず、今度の改正案の最も大きな柱である裁定制度についてお伺ひしたいと思います。われわれ

が期待をしております紛争の処理というものは、はたして本改正でできるのかどうか、こういう疑問を持っておるわけでごさいます。なぜ鉱業法の一部改正で行なおうとされました、いわば限定的な区域の裁定でなくて、一般的な鉱害の紛争の裁定制度をつくらなかったか、これをお伺ひいたしたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 御質問は、裁定の対象紛争を限定した理由いかんと、一般的にあらゆるものが裁定対象になるようにしてよかつたのではないかと、かつて提案された鉱業法の一部改正がそういう思想で成り立っておつたのではないかと、こういう御議論だと理解いたします。御承知の鉱業法の改正は、現実に国会の了解を得ることができなかったわけでごさいます。その後かなりの期間がたちまして、今回の私どもが提案しております石炭鉱業賠償担保等臨時措置法の一部改正に關しまして法務省ともいろいろお話を進めたのでございいます。基本的には、やはり本来鉱害紛争のようないかなる紛争の解決というものは、司法機関である裁判所にゆだねらるべきものであるということが原則のようでごさいます。とはいふものの、実際に鉱害紛争というふうなものが裁判所の判決をまたなければいかぬということでは、迅速な解決を見ないことも実態としてあるわけでごさいます。このような状況から行政機関の裁定による紛争の解決というものは、その行政目的、公共的な政策遂行上、特に簡易迅速に解決しなければならぬものである場合に限定して認められるべきものだという意見に帰結を見たわけでごさいます。ただし、そうは申しますけれども、この範囲につきましては、裁定の対象となるべき鉱害の紛争を総合的な、計画的な鉱害復旧促進の見地から、通商産業大臣が指定した地域内に生じている紛争等について受けるということにいたしましたわけでごさいます。実際問題として、通産大臣に一任されたという形に法律のスタイルもなつておるわけでごさいます。したがつて私どもといたしましては、地域指定に關しまして、鉱害

問題が地域的に深刻なものとなっており、早急に復旧基本計画を作成して、復旧しなければならぬ地域ということに観念的には限定をいたしますけれども、具体的には、従来鉱害復旧事業団を設立するものとして指定されていた地域、この地域を指定するつもりでありますので、実際問題として、裁定の対象を法律的には限定はいたしましたけれども、実態的な支障はない、かように考えておるわけであります。

○堂森委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○堂森委員長 速記を始めて。

次回は明十八日木曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

石炭対策特別委員会議録第七号中正誤

ページ 行 誤

二二六 経済状況

二四三 不適用

五三三 はら見放され

正

経済情勢

不適用

らは見放され

昭和四十三年四月二十三日印刷

昭和四十三年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局